

令和5年度社会福祉法人等の指導監査（特別監査）について

- 1 対象法人
社会福祉法人微妙福祉会
(広島市南区東雲本町二丁目)
- 2 実地監査実施日
令和6年1月25日
- 3 指摘事項
下記「文書指摘事項」のとおり。(令和6年2月19日通知)
- 4 改善措置報告書提出日
令和6年3月18日

文書指摘事項

改善を必要とする事項	是正改善方策	法人からの改善報告
<p>職員旅行の代金約1,700万円を法人資金（自主財源）で立て替えて旅行会社等に支払っているが、職員旅行の経費を法人資金で立て替えることは、社会福祉法で禁止されている。</p> <p>また、職員旅行の立替金が回収されていない。</p>	<p>職員旅行の経費を法人資金で立て替えないこと。</p> <p>また、法人が立て替えた旅行代金を、早急に回収すること。(社会福祉法第27条)</p>	<p>今後、職員旅行の代金（以下「旅行代金」という。）を法人資金で立て替えることはいたしません。</p> <p>これまで旅行代金の預金管理を法人資金と同じ銀行通帳により行っていましたが、今後は旅行代金を法人資金の通帳から分離し、単独の通帳で預金管理することにしました（令和6年3月14日、「微妙福祉会旅行会」の銀行通帳を作成済）。</p> <p>また、旅行代金の運用を、職員互助会の経費と合わせて行うことにしました。</p> <p>職員互助会の経費は、職員の毎月の給与からの天引きによる積立金と寄付金により賄われており、法人資金は含まれていません。</p> <p>旅行代金は、職員の毎月の給与からの天引きにより積み立て、当該年度に残金が生じた場合には、翌年度の4月に職員に還付することにしていきます。</p> <p>年度当初は積立額が少ないため、年度の前半に旅行会社への支払いが生じた際に支払資金が不足することがあり、この不足分を法人資金により立て替えていました。</p> <p>今後、旅行会社への支払資金が不足した場合は、職員互助会の経費で立て替えることにします。</p> <p>また、法人が立て替えている旅行代金約1,700万円については、令和6年3月31日までに全額を回収します。</p>
<p>職員旅行の海外旅行代金約636万円の立替えについて、前理事長が決裁しているが、理</p>	<p>理事長が専決できない額の支出については、理</p>	<p>今後、理事長が専決できない額の支出については、理事会の決議を経ることとします。</p>

<p>事長が専決できる支出は、500万円以下の支出である。</p>	<p>事会の決議を経ること。(定款第24条、定款細則)</p>	
<p>職員旅行の積立金については、旅行代金の残額を年度ごとに精算し、職員に還付しているが、還付金には保育の委託費が含まれていると考えられる。</p> <p>なお、還付金に充てられた保育の委託費については、年度内に旅行積立金により補てんされている。</p>	<p>保育の委託費について、使途範囲を超えた支出をしないこと。</p> <p>(平成27年9月3日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」)</p>	<p>立替金原資は、保育の委託費ではなく法人の自主財源であり、保育の委託費の使途制限違反ではないことを市監査指導課も認めていただいております。</p> <p>しかしながら、社会福祉法上においては社会福祉法人資金全体に適用があるため、改善を必要とする事項の本文に使途範囲を超えた支出をしないこととされたことは尤もであります。</p> <p>今後も、保育の委託費について、使途範囲を超えた支出はいたしません。</p>

[所轄庁補足]

3つ目の指摘事項については、立替金の指摘ではなく、職員への旅行代金の還付金に委託費が含まれていることについての指摘である。今後、保育の委託費について、使途範囲を超えた支出はしないとのことであるため、改善報告書を受理することとした。

令和5年度社会福祉法人等の指導監査（特別監査）について

1 対象施設

やわらぎ第2保育園
(広島市西区南観音七丁目)

2 実地監査実施日

令和5年9月8日

3 指摘事項

下記「文書指摘事項」のとおり。(令和5年10月19日通知)

4 改善措置報告書提出日

令和5年11月15日

5 経緯

令和4年10月19日の一般監査において、配置基準違反の文書指摘があった。二十数回にわたる督促にもかかわらず、改善措置報告書の提出がなかったため、改善状況の確認のため特別監査を実施した。

文書指摘事項

改善を必要とする事項	是正改善方策	法人からの改善報告
<p>保育士の配置について、職員配置基準を下回る時間帯があった。</p> <p>令和5年8月28日 8:30~9:00 ▲1人</p> <p>令和5年9月8日 7:30~8:00 ▲1人</p>	<p>保育士について職員配置基準を満たしていない時間帯があるため、配置基準に定める職員を配置すること。(児童福祉施設設備運営基準第33条)</p>	<p>令和5年8月28日 8:30~9:00 ▲1人について 配置基準を満たす、職員10名を配置していましたが、〇〇(個人名)1名が突然の体調不良で欠勤したため発生したものです。</p> <p>令和5年9月8日 7:30~8:00 ▲1人について 事前通告なしの特別監査当日にローテーション表の氏名の記載を求められたため、△△(個人名)1名を記載漏れしておりました。△△は母の看護のため夕方早くの帰宅が必要になり、毎日早出の固定勤務を希望しており、7:30出勤の早出勤務に固定していました。このため△△をローテーション勤務から外しておりました。ローテーション表の氏名を記載するときうっかり△△の氏名の記載を漏らしました。 したがって、9月8日7:30~8:00は、配置基準を満たしています。</p>

令和5年度社会福祉法人等の指導監査（特別監査）について

1 対象施設

光明寺保育園

（広島市安芸区船越四丁目）

2 実地監査実施日

令和5年6月14日

3 指摘事項

下記「文書指摘事項」のとおり。（令和5年7月18日通知）

4 改善措置報告書提出日

令和5年7月27日

文書指摘事項

改善を必要とする事項	是正改善方策	法人からの改善報告
保育士の配置について、職員配置基準を下回る時間帯があった。 ・令和5年4月14日 7:30～8:00 ▲1人、8:00～8:30 ▲1人 ・令和5年5月12日 8:00～8:30 ▲2人	保育士について職員配置基準を満たしていない時間帯があるため、職員勤務シフトの変更など、配置基準に定める職員を配置すること。	今年度の7月1日から正職員が1人入職しており、該当の時間帯に保育士の人数は足りるようになった。